

県都とくしまウォークブル推進会議

新町橋通りの取組の進め方について

令和 7 年 8 月 5 日（火）

徳島県 県土整備部 都市計画課 まちづくり室

1 ウォーカブル制度（基本的な考え方）

- 人口減少・少子高齢化の進行、商店街のシャッター街化などにより、**地域の活力が低下**
- 都市の魅力を向上させ、賑わいを創出するため、**まちなかを「車中心」から「人中心」の空間へ再構築**
- **道路と沿道を一体的に使い、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる「ウォーカブルな空間」に改変**

引用：国土交通省HP

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、
アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



道路を占用した夜間オープンカフェ
（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生
（東京都豊島区）

1 ウォーカブル制度（空間を“つくる”）

ーまちなかウォーカブル推進事業ー

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

出典：国土交通省資料

地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

歩行者利便増進道路

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

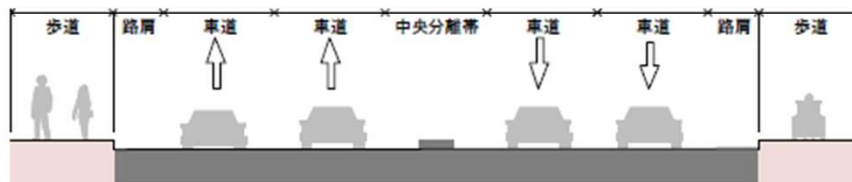
- 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

【新たな構造基準のイメージ】

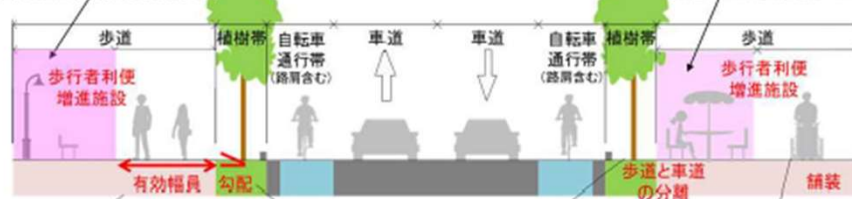
【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】

歩行者の利便増進を図る空間



バリアフリー基準

- ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保

バリアフリー基準

- ・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%）
- ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）

バリアフリー基準

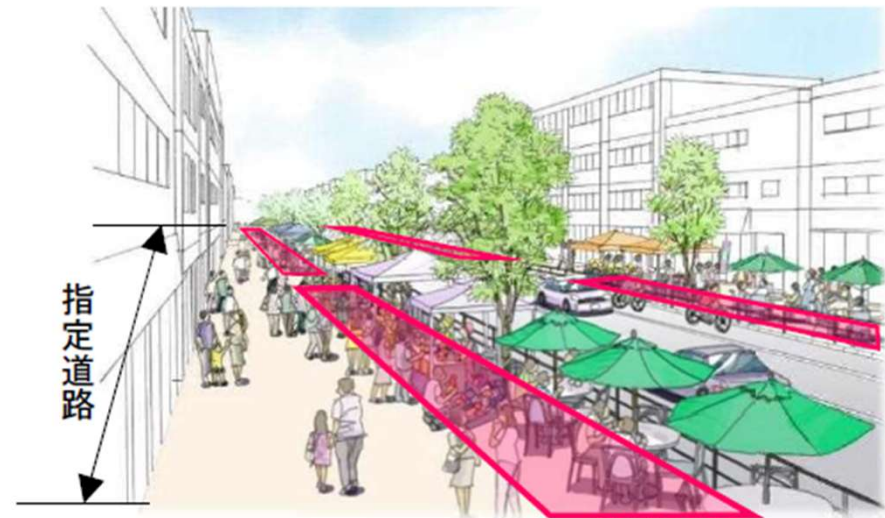
- ・植樹帯や並木や柵の設置
- ・縁石の設置 高さ15cm以上

バリアフリー基準

- ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

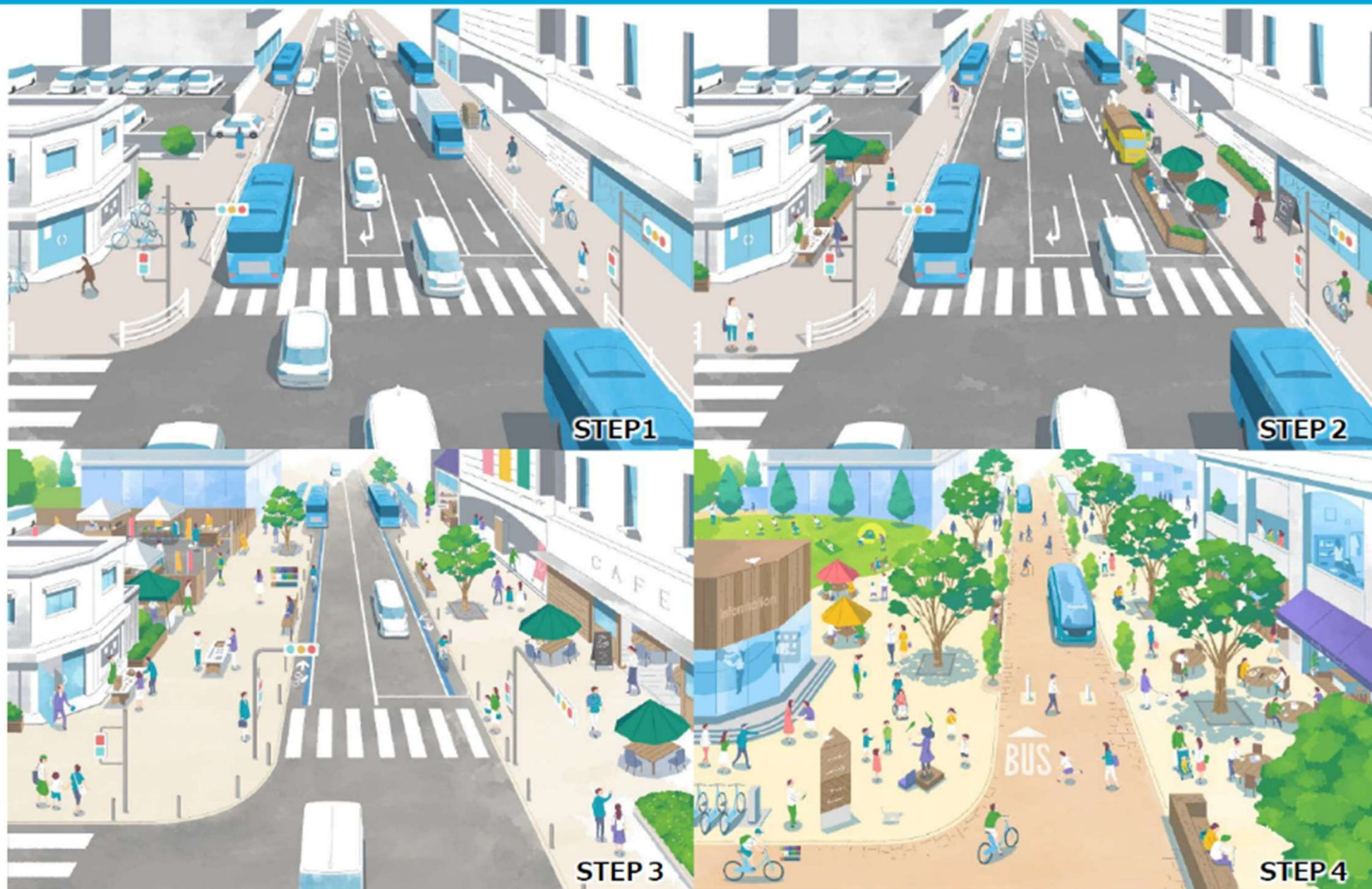
- ・ 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



特例区域

1 ウォーカブル制度（進め方イメージ）

コンパクトでゆとりのあるウォーカブルなまちづくり



2 他都市の取組事例（兵庫県姫路市①）

兵庫県姫路市（大手前通り）

～車道中心だった駅前をトランジットモール化するとともに、ゆとりある歩行者空間に再整備～

車道中心だった駅前とそれに続く大手前通りの一部について、トランジットモール化するとともに、大手前通りの沿道事業者等が中心となり、くつろぎの場の提供やにぎわいづくりに向けた社会実験を実施。



トランジットモール化



くつろぎの場の提供やにぎわいづくりに向けた社会実験

駅周辺の商業地 地価公示価格

○120万円/㎡（H30）

⇒ **150万円/㎡**（H31）

※変動率：**25%**上昇

（地方圏商業地で全国7位）

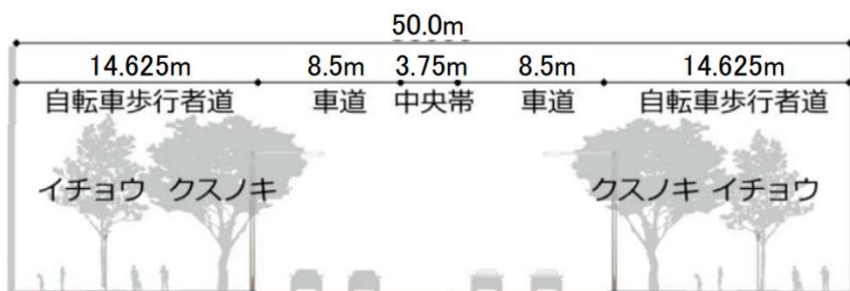
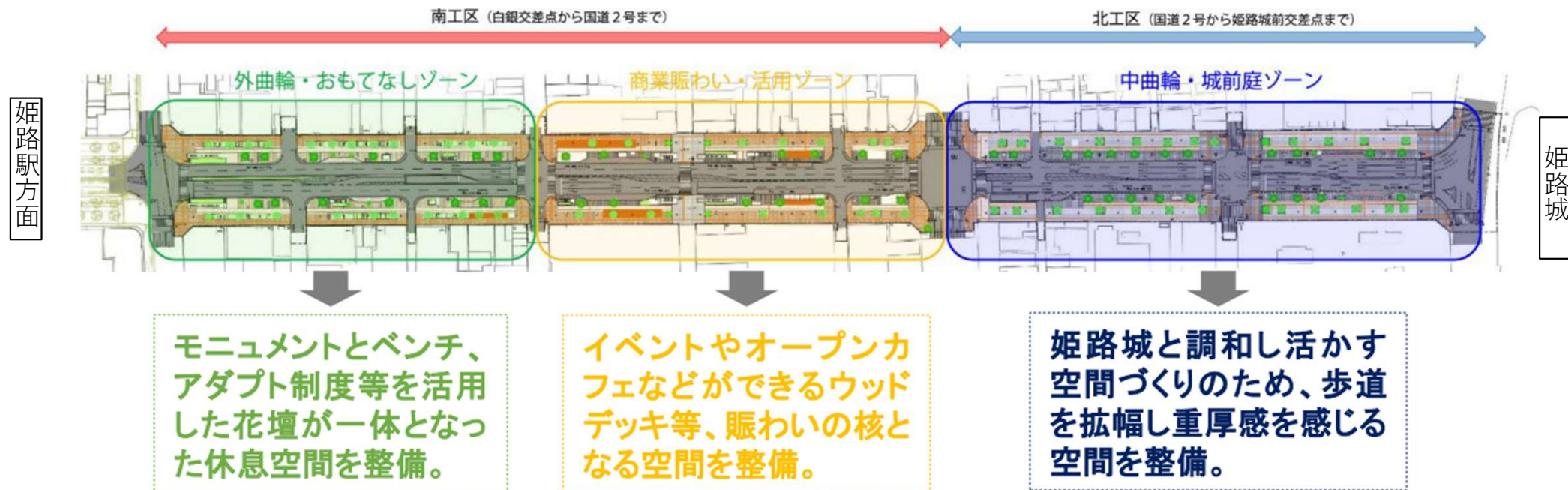
※H31地価公示 鑑定評価員のコメント等
姫路駅周辺では、駅前広場や歩道などが整備され利便性が向上し、姫路城を中心とした観光による賑わいの高まりもあいまって、店舗・ホテル等の需要が強く、地価が上昇している。

駅周辺の商業床面積

○約83ha（H20）

⇒ **約85ha**（H25）

2 他都市の取組事例（兵庫県姫路市②）



街路としての風格を演出する統一感を緑とあかりの連続性で表現



歩道の拡幅



社会実験の様子と設置物

2 他都市の取組事例（愛媛県松山市①）

愛媛県松山市（花園町通り）

～歩行空間の拡大・沿道と一体となったデザイン整備により、街路空間をウォーカブルな空間へと再構築～

片側3車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行空間を拡大するとともに、沿道と統一的なデザイン整備を行うことで、街路空間を「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルな空間へと再構築



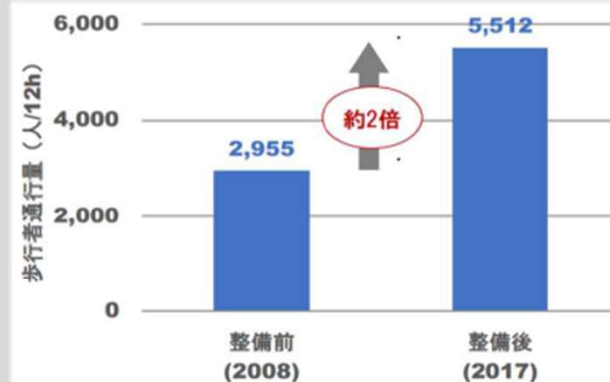
整備前



整備後

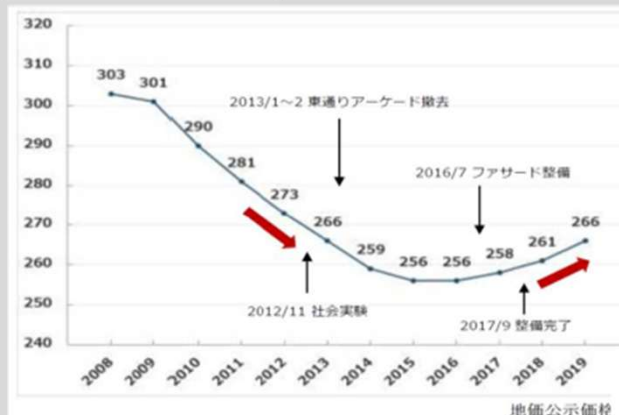


歩行者数の変化



松山市交通量調査（平日調査）

地価の変化



出典：国土交通省資料

2 他都市の取組事例（愛媛県松山市②）

【取組データ】

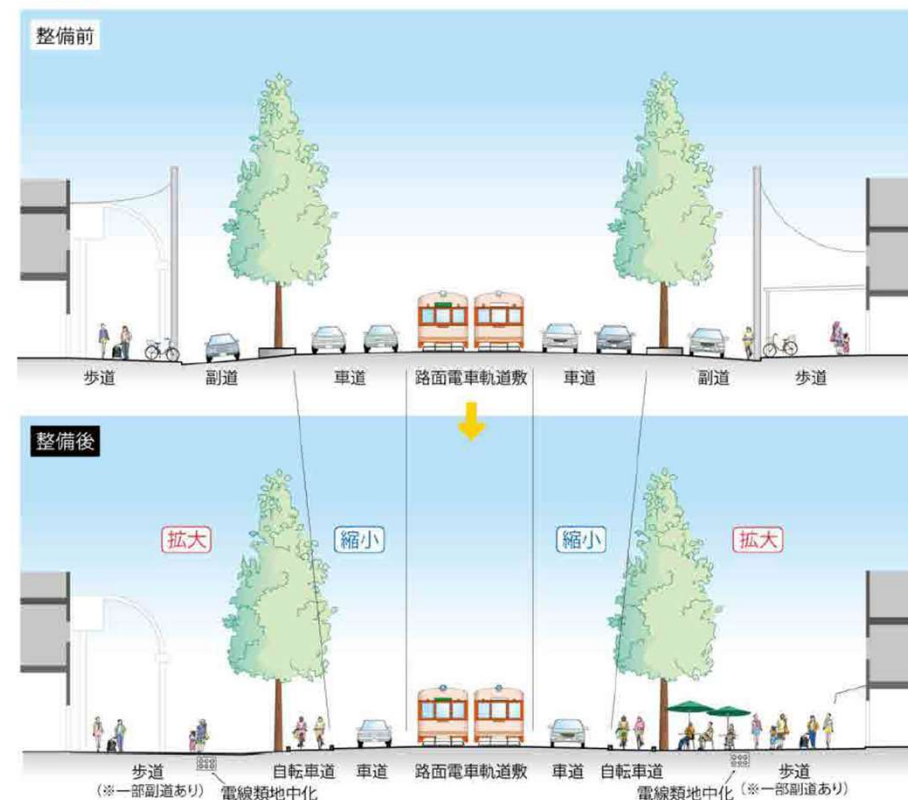
- ・事業主体：松山市
- ・路線名称：市道花園町線
(都)花園町線
- ・路線幅員：約40m（2車線）
- ・取組延長：250m
- ・取組期間：平成23年～平成29年



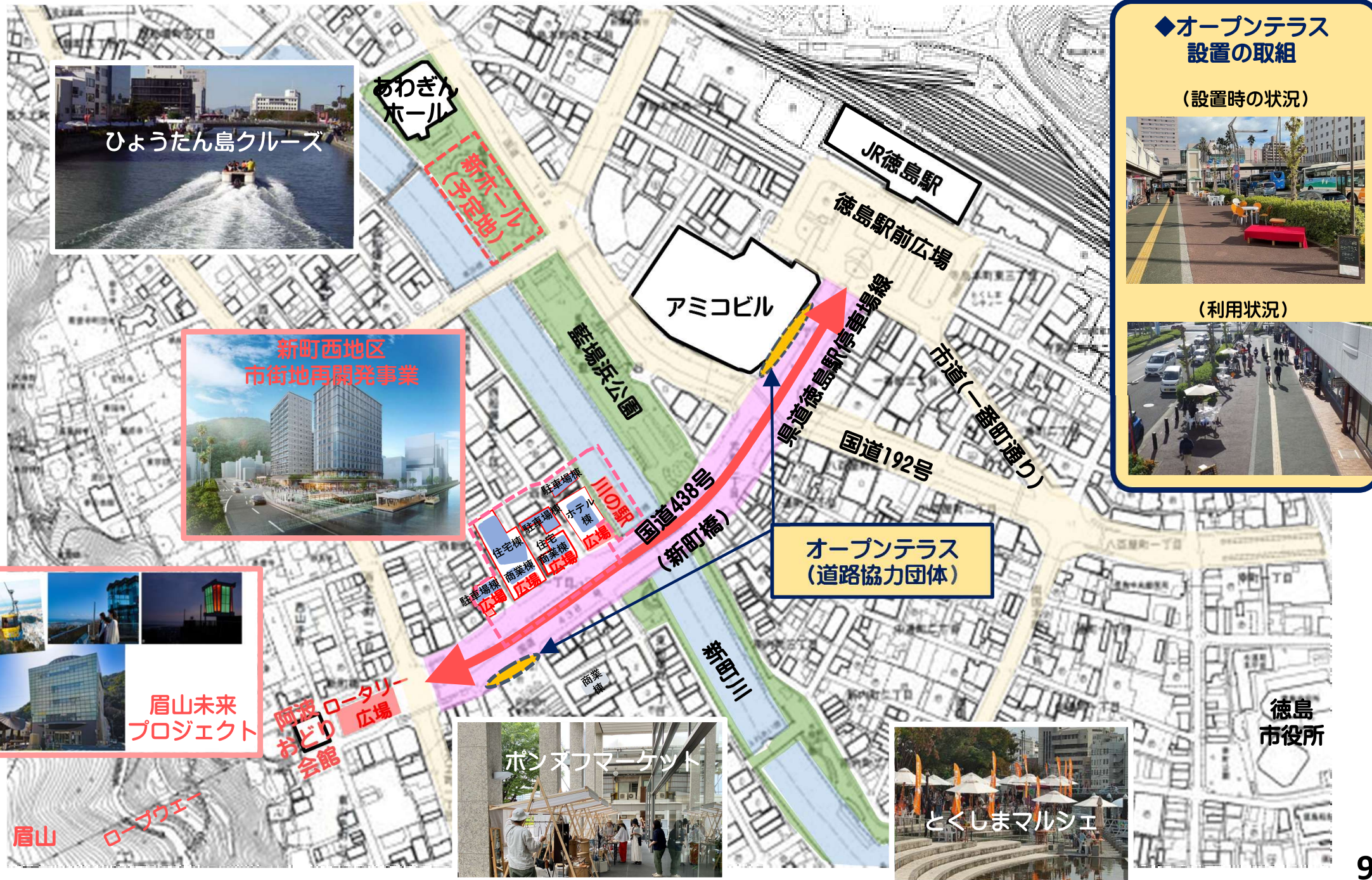
<平面図>



<断面図>



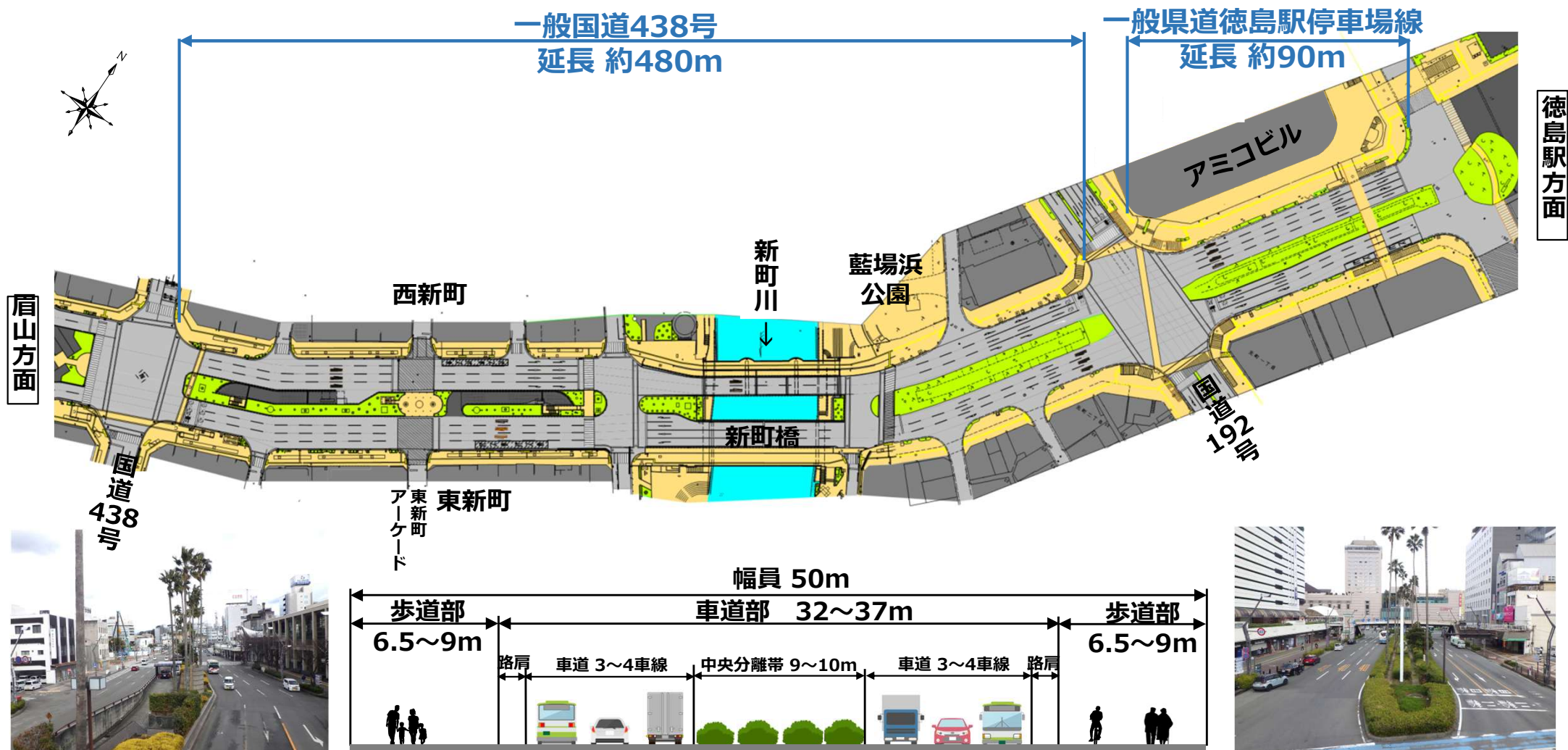
3 新町橋通りの状況①



3 新町橋通りの状況②

○「新町橋通り」の道路空間を再編し、「にぎわいある 歩行者空間」を創出

- 空間を“つくる” …… 「まちなかウォークブル推進事業（補助金）」の活用
- 空間を“つかう” …… 「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の活用



「徳島駅前広場」 「国道192号交差点」との連続性の確保



安全な歩行者空間・駐輪場の確保

■ アミコビル前



■ 元町



■ 新町



路肩（荷さばきスペース）・バス停の確保

■荷さばきスペース（元町）



■バス停（新町西）



既存施設（中央分離帯）

○ワシントンヤシ

- 昭和28年に植樹（全51本・樹齢90年超）
- 樹高が30mを超え、落下した葉が通行車両に当たり、破損する事案が複数発生
- 景観、維持管理の観点から今後のあり方について検討



周辺の施設整備との連携（新町西地区再開発）

－ 川の駅・広場と一体的な道路空間の形成 －

○ホテル棟 1棟（ 11階建・ 150室）【令和8年度完成予定】

○住宅商業棟 2棟（14・15階建 計148戸）【令和9年度完成予定】



引用：新町西地区再開発事業事業計画

周辺の施設整備との連携（阿波おどり会館・眉山）



▲阿波おどり会館LED
(イメージ) ※1



▲眉山ロープウェイLED
(イメージ) ※2



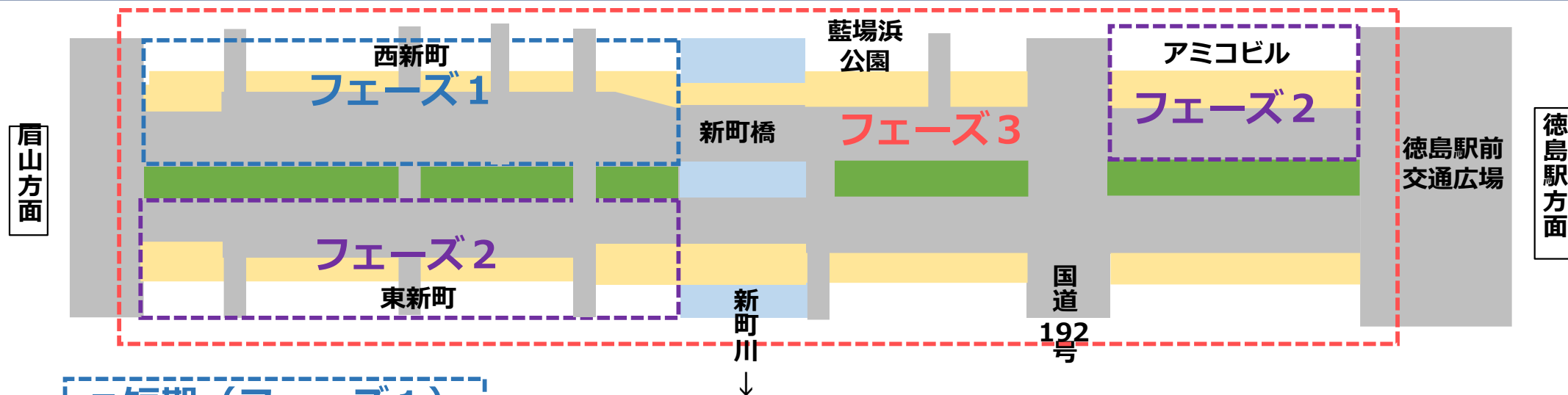
▲眉山展望エリアLED
(イメージ) ※3



▲「眉山」山頂 ※4

※1：徳島市提供
※2～4：徳島市・令和7年度当初予算資料

5 今後の進め方（短期・中期・長期のイメージ）



■短期（フェーズ1）

【モデルケース】

- 新町西地区で新たに整備される「川の駅」や「広場」と一体となった空間づくり

■中期（フェーズ2）

【他工区への事業展開】

- 道路協力団体による取組が行われている「東新町側」や「アミコビル前」をはじめ、沿道店舗やイベントとの連携等、利活用に向けた空間づくり

■長期（フェーズ3）

【全体の空間再編】

- 駅前広場、新町橋、新町地下駐車場等、各施設の再整備も考慮した「将来像の実現」に向けた整備

5 今後の進め方（社会実験）

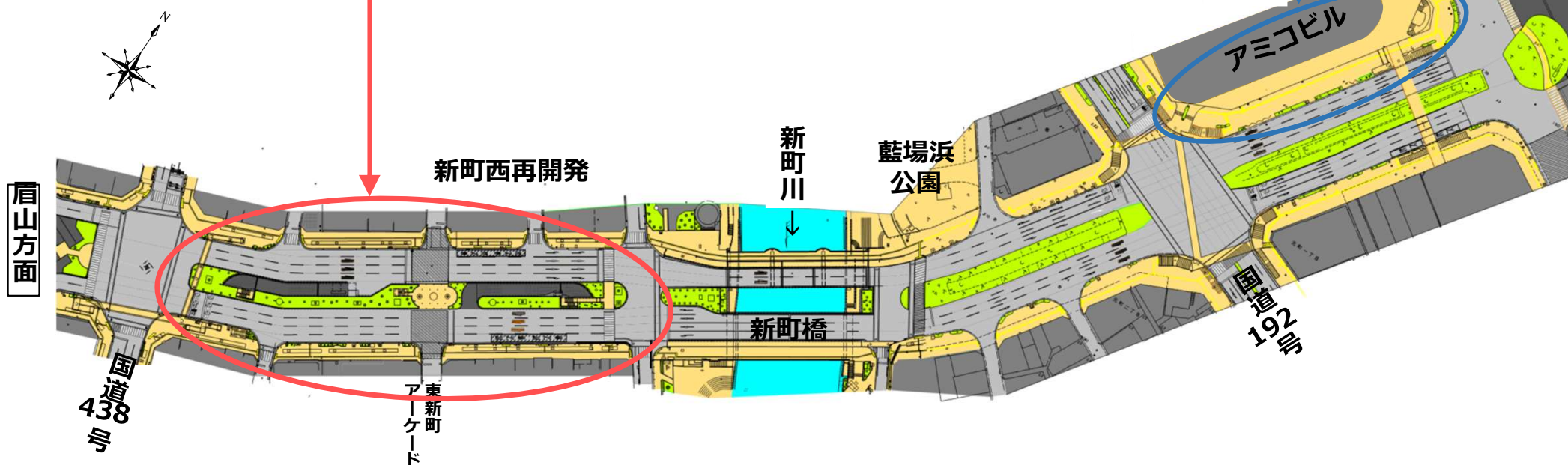
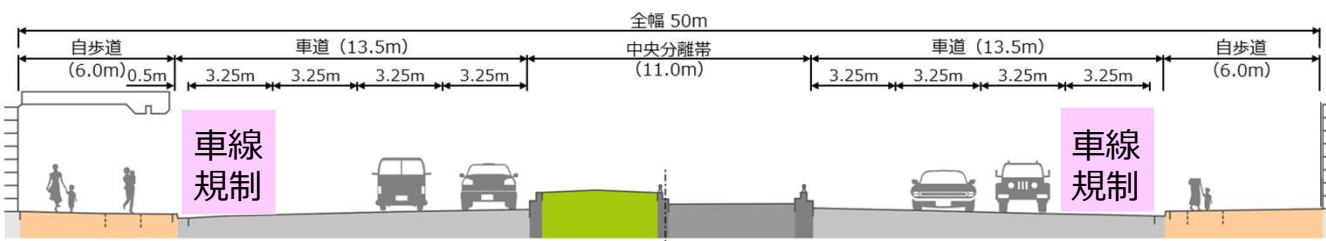
社会実験

◆空間再編による交通や周辺環境への影響を検証するための社会実験

【本年11月頃】

➢車道の一部を規制し、歩行者・自転車の空間を拡大

（イメージ図）



◆道路協力団体の取組と連携

【本年11月中旬】

➢現状の自転車歩行者道の空間における利活用の検証



徳島駅方面

5 今後の進め方（ワークショップ）

県都とくしまウォーカブル推進会議

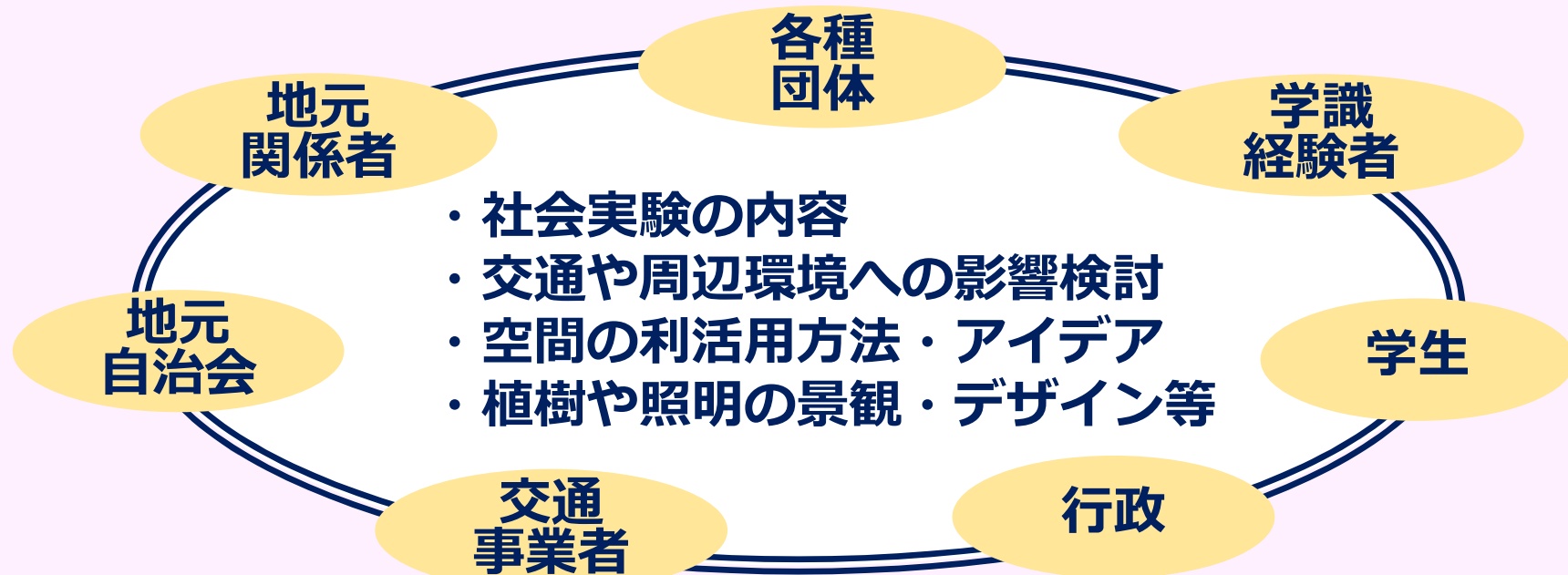
方針

報告

新町橋通りにぎわいづくり（道路空間再編）

具体的な内容については、ワークショップで検討

新町橋通りにぎわいづくりワークショップ



5 今後の進め方（次回推進会議の予定）

○社会実験結果の報告

- ・ 交通や周辺環境への影響分析
- ・ 空間再編に向けた課題
- ・ 利活用に向けた課題

○今後の整備の進め方